受給者番号 （受給者証をお持ちの方のみ）							

〔様式第１号、７号（別紙）〕

個人番号（マイナンバー）提出書（新規・更新・変更）

氏　名		個人番号（マイナンバー）												提出済
受診者														☐
申請者 (保護者)														☐
世帯員														☐
世帯員														☐
世帯員														☐
世帯員														☐

※1　世帯員は、変更届の「支給認定基準世帯員」欄に氏名を記載された全員分を記載してください。
　　欄が不足する場合は用紙を追加してください。
　2　個人番号は追加する世帯員のみ記載してください。（新規申請、更新申請等で提出している
　　方は不要です。）

■ DV・虐待などにより避難されている場合の個人情報保護

個人番号制度における所在地情報の秘匿を希望する	☐（希望する場合はチェック）
理　由	（例：DV被害により避難中であるため　など）

※　制度の詳細については裏面の説明をよくお読みください。

■ 委任状（申請者以外が個人番号の手続きをする場合）

代理人	氏　名		生年月日	年　月　日
	住　所		申請者との関係	
小児慢性特定疾病医療費支給認定に係る個人番号の提出を、上記の者に委任します。				
申請者	氏　名		生年月日	年　月　日
	住　所			

※　代理人が手続きする場合、代理権の確認ができる書類（裏面参照）を持参してください。

《以下保健所記入欄》

番号確認	☐ 個人番号カード ☐ 通知カード ☐ 個人番号が記載された住民票	確認日：　年　月　日
代理権確認	☐ 法定代理人であることを証する書類　☐ 委任状 ☐ 申請者本人の医療保険の資格情報が確認できるもの（原本のみ有効）	
身元確認	☐ 申請者　☐ 代理人　（対面の場合は複写不要。郵送の場合は確認後、破棄する。） ☐ 1種類で確認できる書類（個人番号カード、顔写真付きの公的証明書（運転免許証、身体障がい者手帳など）） ☐ 2種類で確認できる書類（資格確認書、住民票、年金手帳など（氏名及び生年月日又は住所が記載されているもの））	
特記事項等	☐ 住基ネットにより取得したマイナンバー（受診者のみ職権取得可）	

（裏面）

小児慢性特定疾病医療費の支給認定申請等におけるマイナンバーの提供について

● 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（いわゆる「マイナンバー法」）により、小児慢性特定疾病医療費の支給認定事務において個人番号（以下「マイナンバー」といいます。）を利用することが定められています。

● 申請手続では、**受診者、申請者及び支給認定基準世帯員のマイナンバーの提出が必要です。**保険変更などにより世帯員が変わった場合は、新しい世帯員分のマイナンバーも追加で提出してください。

● 一度マイナンバーを提出していただければ、その後の手続ではマイナンバーの提出は不要です。更新申請をするときは、世帯員に変更があった場合だけマイナンバーを提出してください。

● 手続を行うにあたって、窓口において申請者の**「マイナンバーの確認」**と**「身元確認」**を行います。

■ 本人確認の実施について（マイナンバーの確認と身元確認）

① 窓口で、申請者が提出する場合

以下の書類を窓口で提示してください。

ア 申請者のマイナンバー確認書類（個人番号カード［裏面］、通知カード又はマイナンバーが記載された住民票の写し）

イ 申請者の身元確認書類（個人番号カード［表面］、顔写真入り身分証［1種類の提示で可］ 又は顔写真の入っていない身分証明書［2種類の提示が必要］）

② 窓口で、申請者以外の方（代理人※）が提出する場合

以下の書類を窓口で提示してください。

ア 代理権の確認書類（法定代理人であることを証する書類又は委任状［本書表面参照］）

イ 代理人の身元確認書類（①のイと同じ）

ウ 申請者のマイナンバー確認書類（①のアと同じ）

③ 郵送の場合、又は家族の方等が窓口に持参のみ行う場合

以下の書類のコピーを提出（申請書に同封）してください。

ア 申請者のマイナンバー確認書類（①のアと同じ）

イ 申請者の身元確認書類（①のイと同じ）

※ たとえば、申請者が父親、窓口で申請される方が母親の場合でも、②に該当し、父親から母親への委任状が必要です。ただし、母親が書類の持参のみを行う場合は③となり、委任状は不要です（この場合、持参者はマイナンバーの記載もれや不備を修正することができません）。

■ DV・虐待などにより避難されている場合の個人情報保護

マイナンバー制度では、DV・虐待等の被害を受けて避難されている方については、その所在地につながる情報（所在の都道府県名又は市町村名）を秘匿することが可能ですので、希望される方はお申し出ください。

お申出いただいた情報は、マイナンバー制度において上記情報を秘匿する措置をとるためにのみ使用します。

（参考） 特定医療費支給認定事務ではマイナンバーを利用して他自治体との情報連携を行います。やりとりの記録は「マイナポータル」（内閣府が開設する専用サイト）で確認できますが、この機能を通じて、避難先自治体がどこかを加害者が閲覧できる場合があります。